第3章

# 日本社会に寄り添う

# 土地家屋調査士

- 1. 土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター
- 2. 筆界特定制度
- 3. 土地家屋調査士による社会教育活動
- 4. 土地家屋調査士会等による 全国自治体との防災協定
- 5. 空家等対策に関する土地家屋調査士会の参画
- 6. 東日本大震災と土地家屋調査士の相談業務

# 1 土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター

土地家屋調査士会が運営する ADR 境界問題相談センター(以下「ADR センター」という。) は、平成 13 年からの司法制度改革の流れを受け、平成 14 年 10 月に愛知県土地家屋調査士会内に「あいち境界問題相談センター」が全国で初めて設立され、平成 16 年 3 月までに大阪、東京、福岡の各土地家屋調査士会内に順次 ADR センターが設立された。

その後、平成 16 年 12 月に裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律により、裁判外紛争解決手続に ついての基本理念等が定められるとともに、認証制度を設け、認証を受けた機関においては、時効の中断効な どが認められた。

一方、平成 17 年に土地家屋調査士法が改正され、一定の能力担保措置を講じた土地家屋調査士(認定土地家屋調査士。P74 研修の項を参照)は、法務大臣の指定する民間紛争解決手続機関において、土地の境界が現地において明らかでないことを原因とする民事に関する紛争に係る民間紛争解決手続について、弁護士との共同受任に係る事件について代理を業とすることができることとなった。

こうした流れを受け、全国の土地家屋調査士会内に順次 ADR センターが設立され、平成 25 年 6 月には全国 50 の土地家屋調査士会すべてに設立された。

同センターを運営する土地家屋調査士会は、前述の土地家屋調査士法上の民間紛争解決手続機関としての法務大臣指定、さらに裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律上の民間紛争解決手続の業務に関する法務大臣認証を受け、「境界紛争ゼロ」を目指し、国民が安心して利用できる環境づくりに努めている。

以下の資料は、土地家屋調査士会が運営する ADR センターの一覧と、平成 22~26 年度の相談・調停件数の統計である。

※ ADR とは、Alternative Dispute Resolution の略称で、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」では「裁判外紛争解決手続」と規定されています。

# ● 全国の土地家屋調査士会 ADR センター



平成 27 年 11 月 1 日現在

会 名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
	さっぽろ境界問題解決センター	平成 17 年 8 月	平成 19年 8月10日	平成 25 年 3月15日
北海道	土地境界問題相談センター函館	平成 22 年 4 月	平成 22 年 9月 15日	
北海連	旭川境界問題相談センター	平成 23 年 5 月	平成 23 年 10 月 28 日	
	境界問題解決支援センター道東	平成 23 年 4月	平成 25 年 4月 22 日	
青森	あおもり境界紛争解決支援センター	平成 21 年 3月	平成 22 年 4月 9日	
岩 手	境界問題相談センターいわて	平成 20 年 11 月	平成 21 年 2月 26 日	
宮城	みやぎ境界紛争解決支援センター	平成 17 年 3 月	平成19年 8月10日	平成 22 年 3月 23日
秋田	秋田境界 ADR 相談室	平成 22 年 9月	平成 23 年 3月31日	
山 形	境界 ADR センターやまがた	平成 22 年 2 月	平成 22 年 10 月 13 日	
福島	境界紛争解決支援センターふくしま	平成 21 年 1月	平成 21 年 10 月 27 日	
茨城	境界問題解決支援センターいばらき	平成 19 年 7月	平成 19年 10月 23日	平成 23 年 2月 8日
栃木	境界問題解決センターとちぎ	平成 19 年 4 月	平成 19年 12月 11日	平成 23 年 3月 29日
群馬	境界問題相談センターぐんま	平成 20 年 2 月	平成 20 年 7月 22 日	
埼玉	境界問題相談センター埼玉	平成 17 年 11 月	平成 19年 12月 11日	
千 葉	境界問題相談センターちば	平成 18 年 9月	平成 19年 10月 23日	平成 21 年 8月 17日
東京	東京土地家屋調査士会境界紛争解決センター	平成 15 年 6 月	平成 19年 12月 11日	
神奈川	境界問題相談センターかながわ	平成 17 年 3 月	平成 19年 8月10日	平成 21 年 10 月 23 日
新 潟	境界紛争解決支援センターにいがた	平成 19 年 4 月	平成19年 6月 6日	平成 26 年 5月 21日
富山	とやま境界紛争解決支援センター	平成 18 年 9月	平成 20 年 4月 22 日	
石 川	境界問題相談センターいしかわ	平成 18 年 3 月	平成 19年 12月 11日	平成 23 年 11 月 9 日
福井	境界問題相談センターふくい	平成 20 年 1月	平成 21 年 2月 12日	

会 名	センター名称	設立年月	大臣指定	認証交付
山梨	境界問題相談センターやまなし	平成 22 年 5 月	平成 22 年 6月 24日	
長 野	境界問題解決支援センター長野	平成 20 年 3 月	平成 20 年 5 月 1 日	平成 21 年 12 月 18 日
岐 阜	境界紛争解決センターぎふ	平成 18 年 3 月	平成 20 年 2月 8日	平成 27 年 4月 27 日
静岡	静岡境界紛争解決センター	平成 18 年 11 月	平成19年 6月 6日	平成 22 年 9月 15日
愛 知	あいち境界問題相談センター	平成 14年 10月	平成19年 9月 5日	平成 23 年 3月 29日
三重	境界問題相談センターみえ	平成 25 年 6 月	平成 25 年 6月 28日	
滋賀	境界問題解決支援センター滋賀	平成 18 年 11 月	平成19年 8月10日	平成 21 年 5月19日
京都	京都境界問題解決支援センター	平成 19 年 4 月	平成19年 6月 6日	平成 22 年 4月 1日
大 阪	境界問題相談センターおおさか	平成 15 年 3 月	平成19年 9月 5日	平成 19年 12月 17日
兵 庫	境界問題相談センターひょうご	平成 18 年 3 月	平成19年 8月10日	平成 24年 7月 9日
奈 良	境界問題相談センター奈良	平成 20 年 8 月	平成 20 年 12 月 1日	
和歌山	境界問題相談センターわかやま	平成 20 年 7月	平成 20 年 9月 18日	
鳥取	境界問題相談センターとっとり	平成 21 年 11 月	平成 22 年 8月19日	
島根	境界問題相談センター島根	平成 22 年 12 月	平成 24年 11月 22日	
岡山	境界問題相談センター岡山	平成 20 年 11 月	平成 21 年 2月12日	
広島	境界問題相談センターひろしま	平成 17 年 6 月	平成 19年 10月 23日	
Ш	境界問題相談センターやまぐち	平成 19年 11月	平成 19年 12月 11日	
徳島	境界問題解決センターとくしま	平成 17年 11月	平成19年 8月10日	平成 21 年 6月 1日
香川	境界問題相談センターかがわ	平成 18 年 9月	平成19年 6月 6日	平成 22 年 10 月 25 日
愛 媛	境界問題相談センター愛媛	平成 18 年 9月	平成19年 6月 6日	平成 20 年 1月 25 日
高 知	境界問題 ADR センターこうち	平成 18 年 10 月	平成19年 6月 6日	平成 22 年 10 月 12 日
福岡	境界問題解決センターふくおか	平成 16 年 3 月	平成19年 9月 5日	
佐賀	境界問題相談センターさが	平成 22 年 3 月	平成22年 5月27日	
長 崎	境界問題相談センターながさき	平成 22 年 1月	平成 25 年 1月 4日	
熊本	境界紛争解決支援センターくまもと	平成 21 年 9月	平成 22 年 1月 25 日	
大 分	境界紛争解決センター・境界問題相談センター	平成 24 年 2 月	平成24年 3月23日	
宮崎	境界問題相談センターみやざき	平成 21 年 9月	平成 21 年 10 月 27 日	
鹿児島	境界問題相談センターかごしま	平成 18 年 8 月	平成19年 8月10日	
沖 縄	おきなわ境界問題相談センター	平成 19 年 4月	平成 20 年 8月 29日	

# ● 全国の土地家屋調査士会 ADR センターの相談・調停件数 (平成 22 年~26 年度)



士

# 2 筆界特定制度

登記された一筆の土地の筆界が不明であることを原因とする民事紛争は数多く存在する一方で、紛争が訴訟として提起された場合、その解決には専門的な知見を要することや、紛争の対象範囲が小さいこともあり、時間と労力を要する割にはその解決が困難であるとされてきた。

筆界特定制度は、不動産登記法の改正により平成 18 年 1 月にスタートし、制度創設 10 年を迎える。同制度は、法務局、地方法務局の筆界特定登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度であり、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図ることによって、地図混乱地域の解消、相隣関係の安定等に寄与するものである。

この制度は、土地の境界に関する専門的かつ高度な知識、経験、技能を持つ土地家屋調査士及び境界確定訴訟等の代理人として関わってきた弁護士・少額訴訟を行ってきた司法書士が筆界調査委員として、筆界特定登記官と共に境界問題に悩む土地所有者等の利便に供するものであり、登記申請手続の円滑さの確保のためにも有用なものである。土地家屋調査士は手続の代理人としてその知見が活用され、同制度に貢献している。

また、前述の土地家屋調査士会の運営する ADR センターとの効果的な連携を図ることにより、境界に関する問題の解決に係る国民の多様なニーズに迅速かつ適切に対応することを目指すものである。

筆界特定制度に関する統計については、次のとおりである。近年、境界(筆界)に関する訴えの件数が減少していることは、筆界特定制度が社会に浸透してきたことの現れであると考える。

### 不動産登記法【抜粋】

(筆界調査委員)

- 第127条 法務局及び地方法務局に、筆界特定について必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出させるため、筆界調査委員若干人を置く。
- 2 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局の長が任命する。
- 3 筆界調査委員の任期は、二年とする。
- 4 筆界調査委員は、再任されることができる。
- 5 筆界調査委員は、非常勤とする。

# ● 筆界特定事件の申請件数の推移(平成18年~26年)

平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326	2,439	2,351	2,684

法務省 HP 内 【登記統計 統計表】のうち、「筆界特定事件の新受、既済及び未済件数(平成 18 年 $\sim$  26 年)」の統計から。

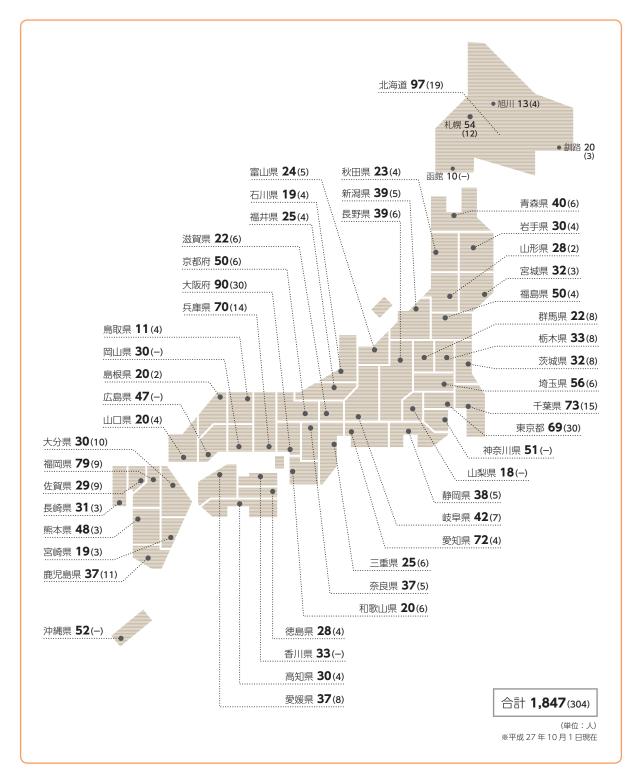
# ● 境界 (筆界) に関する訴えの件数推移 (平成8年~10年、平成19年~26年)

平成8年	平成9年	平成 10 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
810	833	761	394	405	408	414	409	408	420	395

最高裁判所「司法統計年報-民事行政編「第一審通常訴訟新受事件数-事件の種類別-地方裁判所」の総件数のうち、土地を目的とする訴えの項目中、「土地境界」に関するものの訴えの件数の平成 8 年~同 10 年及び平成 19 年~同 26 年の推移。 情報提供:最高裁判所事務総局

# ● 筆界調査委員として活躍している土地家屋調査士

※( )内は、土地家屋調査士以外の筆界調査委員の人数



# 3 土地家屋調査士による社会教育活動

土地家屋調査士を取り巻く業務環境が変動していく社会情勢の中で、国民の重要な財産である不動産に関する登記制度を啓発することや、土地家屋調査士制度を広く国民に周知してもらうこと、また、次世代を担う後継者の育成は、土地家屋調査士にとっても重要な課題の一つである。

日本土地家屋調査士会連合会や各土地家屋調査士会では、大学、高等学校を始めとする教育機関を中心とした場において、社会教育活動を実施している。

また、自治体、各種団体への制度広報も行っている。

# 土地家屋調査士による社会教育活動の実績

都道府県	実施先
北海道	北海学園大学、室蘭工業大学、札幌理工学院、札幌工科専門学校
岩手県	奥州市立小山中学校
宮城県	聖和学園高等学校
山形県	県立上山明新館高等学校、天童市立天童南部小学校
福島県	県立平工業高等学校、国立福島工業高等専門学校、矢祭町立東舘小学校
茨城県	県立水戸工業高校、県立下館工業高等学校、県立真壁高等学校、茨城県弁護士会、国土調査茨城県北ブロック事務研究会
栃木県	県立宇都宮工業高等学校、県立那須清峰高等学校、県立真岡工業高等学校
群馬県	前橋市立総社小学校、(公社)安中青年会議所
埼玉県	ものつくり大学
千葉県	明海大学、千葉市立土気南小学校、千葉大学教育学部附属小学校、千葉市立あやめ台小学校、千葉市立あすみが丘小学校、八街市立八街北小学校、野田市立柳沢小学校、千葉県宅地建物取引業協会、千葉県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)、佐倉市市民部自治人権推進課
東京都	明治大学、東洋大学、日本大学、国土建設学院、東村山市立東村山第一中学校、東村山市立東村山第六中学校、清瀬市立清瀬第五中学校、国立市立国立第三小学校、府中市立府中第六中学校、府中市立府中第二中学校、府中市立浅間中学校
神奈川県	県立小田原城北工業高等学校、県立向の岡工業高等学校、県立神奈川工業高等学校、県立藤沢工科高等学校、県立磯子工業高等学校、川崎市立川崎総合科学高等学校、県立相原高等学校、川崎市立宮前小学校、県下7市市役所
富山県	県立桜井高等学校、富山市立東部中学校
石川県	小松市立安宅小学校、珠洲市立飯田小学校、金沢市立金石町小学校、珠洲市立蛸島小学校、小松市立栗津小学校
山梨県	県立甲府工業高等学校
長野県	佐久長聖中学校、諏訪市立諏訪南中学校
岐阜県	関市立関商工高等学校、高山市立南小学校、岐阜市立鶉小学校、高山市立花里小学校、飛騨市立河合小学校、飛騨市立古川西小学校、高山市立国府小学校、大垣市立興文小学校、中津川市立付知南小学校、中津川市立坂下小学校、可児市久々利公民館
静岡県	県立浜松工業高等学校、県立島田工業高等学校、県立沼津工業高等学校、静岡市立東源台小学校
愛知県	名城大学
三重県	県立相可高等学校、県立伊勢工業高等学校、津市立育生小学校、松阪市立香肌小学校
京都府	京都産業大学、立命館大学、京都女子大学
大阪府	近畿大学、関西大学、近畿測量専門学校、追手門小学校、枚方市立蹉跎東小学校、枚方市立樟葉南小学校、枚方市立春日小学校
兵庫県	甲南大学、神戸学院大学、神戸大学
奈良県	奈良大学
和歌山県	和歌山大学
鳥取県	国立米子工業高等専門学校
島根県	県立松江農林高等学校、松江市立大谷小学校
岡山県	高梁市立有漢中学校  中島県安地海伽州の日常松の生物主義
広島県山口県	広島県宅地建物取引業協会佐伯支部 県立岩国工業高等学校、県立下関中央工業高等学校、県立宇部西高等学校
徳島県	景立石国上耒高等字校、 景立下阕中央上耒高等字校、 镖显于部凹高等字校 徳島県立城西高等学校、 徳島県立宍喰商業高等学校、 徳島市立新町小学校、 徳島市立応神小学校、 徳島市立佐古小学校、 徳島市立助任小学校、 徳島市立沖州小学校、 徳島市立南井上小学校、 阿南市立山□小学校、 阿南市立桑野小学校、 阿南市立椿小学校
香川県	香川大学、香川県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
愛媛県	要据大学、学校法人河原学園、愛媛県教育委員会、松山財務事務所、愛媛弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
高知県	県立高知短期大学
	九州大学
長崎県	県立鹿町工業高等学校、県立北松農業高等学校、県立川棚高等学校、諫早市立小野中学校、島原市立第一中学校島原市立第二中学校、島原市立三会中学校
熊本県	開新高等学校、人吉市立人吉東小学校、上天草市立今津小学校、天草市立本渡南小学校
大分県	臼杵市立北中学校、杵築市立杵築中学校、大分市立野津原東部小学校、日田市立咸宜小学校、臼杵市立市浜小学校
鹿児島県	鹿児島大学、県立伊佐農林高等学校、姶良市立錦江小学校、霧島市立国分小学校 鹿児島県弁護士会(司法修習生選択型実務実習)
沖縄県	沖縄国際大学

# 〈参考資料 1〉

### 香川大学(香川県高松市)における講義概要

(平成27年度後期)

講義名 「(特) 土地境界と表示登記」

対象年次 3・4年生

履修生 124名

講義内容 第 1 回 本講座の目的、土地家屋調査士とは

第 2 回 土地の表示に関する登記 (総論)

第 3 回 土地の登記実務

第 4 回 土地の登記実務

第 5 回 測量の基礎知識

第 6 回 建物の表示に関する登記 (総論)

第 7 回 区分建物の表示に関する登記 (総論)

第8回 建物の登記実務

第 9 回 土地制度概説

第10回 公図と境界の法的性質

第11回 筆界特定制度と境界確定訴訟

第12回 境界紛争と土地家屋調査士 (総論) — ADR への取組みを中心に—

第13回 境界問題に関するロールプレイ

第14回 土地家屋調査士の資格とその魅力

第15回 講座を振り返って (ディスカッション)





### 〈参考資料 2〉

# 川辺町立北小学校(岐阜県加茂郡川辺町)における出前授業 (平成 27 年 11 月 16 日)

対象年次 小学校6年生

出 席 26名

内 容 「地上絵プロジェクト」

①プロジェクト概要説明(拡大図・縮図)

②地上絵を描く

③歩測距離当て

算数の拡大図・縮図についての座学から、測量機の説明等を行った上で、生徒全員に測量機に触れてもらうために、星型に五角形を加え、ミラーを持ってもらう、鋲を打ちテープを巻くなどの体験をしてもらう。



# 4 土地家屋調査士会等による全国自治体との防災協定

各土地家屋調査士会等は、全国の自治体と災害時における対応についての協定を締結している。協定の内容は、土地家屋調査士の専門性を生かしたものや、自営業という地域に根ざしているからこそできるものなど多様なものとなっている。

今後、更に多くの自治体と協定を締結するとともに、東日本大震災の教訓を生かし、更に実効性の高い協定を目指していく必要がある。

以下は、土地家屋調査士会等が締結している災害時における対応についての協定の締結先の一覧である。

# ● 土地家屋調査士会等<sup>(\*)</sup>が結んでいる防災協定の締結先

平成 27 年 10 月 1 日現在

	締結先
北海道	札幌市
福島県	福島市、郡山市、東白川郡棚倉町、会津若松市、会津美里町
茨城県	茨城県
埼玉県	さいたま市、所沢市、川口市、坂戸市、ふじみ野市、秩父市、加須市、越生町、小鹿野町、戸田市、鴻巣市、横瀬町、皆野町、羽生市、行田市、吉川市、東松山市、三郷市、蕨市、熊谷市、深谷市、寄居町、長瀞町
千葉県	千葉市、銚子市、市川市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、芝山町、一宮町、睦沢町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町、長生村
東京都	東京都、葛飾区、日野市、大田区、台東区
新潟県	新潟県、新潟市、上越市、(県、市とも災害支援協定)
富山県	射水市
石川県	金沢市
福井県	福井市、坂井市、敦賀市、越前市、鯖江市
山梨県	甲府市、南アルプス市、甲斐市、中央市、都留市、 大月市、上野原市、韮崎市、北杜市、山梨市、笛吹 市、甲州市、富士吉田市、昭和町、市川三郷町、身 延町、南部町、富士川町、早川町、西桂町、富士河 口湖町、道志村、小菅村、丹波山村、山中湖村、忍 野村、鳴沢村
岐阜県	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市岐南町、笠松町、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、御嵩町、東白川村、白川村

	締結先
静岡県	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛知県	豊橋市、一宮市、瀬戸市、半田市、豊川市、碧南市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、清須市、北名古屋市、弥富市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	<b>三重県</b> 、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、熊野市、志摩市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀宝町 各市町
滋賀県	滋賀県
大阪府	吹田市、茨木市
和歌山県	和歌山県
鳥取県	鳥取県
広島県	呉市 福山市、東広島市
徳島県	徳島県
愛媛県	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	高知市
長崎県	<b>長崎県</b> 、長崎市、諫早市、島原市
熊本県	<b>熊本県</b> 、熊本市
大分県	大分県
宮崎県	宮崎県
鹿児島県	伊佐市、霧島市、姶良市、湧水町

<sup>\*</sup>公嘱協会・支部等が締結主体のものも含む

## 〈参考資料〉

# 札幌地域災害復興支援士業連絡会※と札幌市との防災協定

※札幌弁護士会、札幌土地家屋調査士会、北海道税理士会、公益社団法人北海道不動産鑑定士協会、札幌司法書士会、 日本公認会計士協会北海道会、北海道行政書士会の7団体により構成

- 1 協定名称 「災害時における相談業務の応援に関する協定書」
- 2 協定書概要〈第1条(趣旨)、第2条(応援の要請)、第4条(従事者の業務内容)抜粋〉 札幌市(以下「甲」という。)と札幌地域災害復興支援士業連絡会(以下「乙」という。)とは、 災害時における相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

#### (趣旨

第1条 この協定は、札幌市に地震、風水害その他による災害が発生した場合において、甲が、 乙に対して要請する相談業務の応援に関し、必要な事項を定める。

#### (応援の要請)

- 第2条 札幌市災害対策本部が設置され、甲が必要と認めるときは、乙に対し相談業務の応援を 要請する。
- 2 乙は甲から応援の要請を受けた場合は、速やかに乙の中から相談業務に従事するもの(以下、 『相談業務従事者』という。)を選出し、甲に対し回答するとともに、甲が設置する災害時市政外 相談窓口に派遣するものとする。

### (従事者の業務内容)

- 第4条 相談業務従事者は、乙に属する各士業(会員)の専門性を要する内容の相談業務を行う。
- 2 相談業務従事者は、前項の相談業務の実施状況を、派遣先相談窓口を開設している責任者へ定期的に報告するものとする。

### 3 調印式概要

日 時 平成26年11月5日(水)

場所、札幌市役所本庁舎市長会議室(北海道札幌市)

出席者 札幌市

札幌市長、市長政策室長、広報部長、市民の声を聞く課課長、広聴係長 札幌地域災害復興支援士業連絡会:

札幌弁護士会会長、札幌土地家屋調査士会会長ほか 17 名





# 5 空家等対策に関する土地家屋調査士会の参画

平成27年5月26日「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行され、各自治体における対策が本格化している。

同法において、空き家を取り壊す際には、土地の境界を明確にする手続を設けることについて検討を行うこととの附帯決議がなされ、空き家問題の解決に向け土地家屋調査士の役割は、今後いっそう重要になると考えられる。

以下は、同法の第1条(目的)の抜粋と、附帯決議である。

### 空家等対策の推進に関する特別措置法【抜粋】

(平成 26 年 11 月 27 日法律第 127 号)

#### (目的)

第1条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村(特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。)による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

## (参議院本会議 平成 26年11月19日)

空家等対策の推進に関する特別措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、隣地所有者との土地の境界紛争を未然に防止するとともに跡地の利活用の推進を図る観点から、空家を取り壊し更地にする際には事前に空家が所在する土地の境界を明確にする手続を設けることについて、必要な検討を行うこと。

右決議する。

## 〈参考資料〉

# 神奈川県土地家屋調査士会と横浜市との空家等対策に関する協定

- 1 協定名称 「横浜市における空家等対策に関する協定」
- 2 協定書概要〈第1条(目的)、第3条(取組事項)抜粋〉

神奈川県土地家屋調査士会(以下「甲」という。)と横浜市(以下「乙」という。)は、市内における空家等に関する総合的な対策を推進するため、次のとおり協定を締結する。 (目的)

第1条 この協定は、市民生活の安全・安心を確保するため、甲及び乙が相互に連携・協力し、空き家等の発生の未然防止、流通・活用等の総合的な対策を推進することを目的とする。 (取組事項)

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 空家等の管理不全防止に向けた所有者等への意識啓発に関すること。
- (2) 空家等の不動産取引の促進に関すること。
- (3) 空家等の活用促進に関すること。
- (4) 空家等の権利関係の整理に関すること。
- (5) 空家等の跡地活用に関すること。
- (6) 空家等への対策に必要な情報の共有及び発信
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

### 3 協定締結の概要

締結日 平成27年7月23日(木)

場所横浜市建築局会議室(神奈川県横浜市)

出席者 横浜市:建築局長ほか5名

神奈川県土地家屋調査士会:会長ほか3名

日本土地家屋調査士会連合会:副会長ほか1名

### 協定締結期間

平成 27 年 7 月 23 日から平成 30 年 3 月末まで

#### 主な連携内容

- ・パンフレットやチラシによる適正な管理に向けた啓発・PR
- ・空家等の所有者等を対象にした相談対応

相談内容:建物の表題・変更・滅失登記、境界の調査・確認に関すること



# 6 東日本大震災と土地家屋調査士の相談業務

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)は、マグニチュード9.0、最大震度7という観測史上最大の地震の恐怖と、それに伴って発生した巨大津波の脅威をもたらした未曾有の災害であった。

日本土地家屋調査士会連合会では、震災発生直後から各土地家屋調査士会、とりわけ甚大な被害のあった宮城県、福島県、岩手県の各土地家屋調査士会と密接に連絡を取り合いながら、現在も復興支援を続けている。

# ● 相談関連業務

被災6会(現地対策本部を設置した会 千葉・茨城・宮城・福島・岩手・青森)においては、発災から20日くらいの3月末において会員の安否情報の確認や事務所の被災状況の確認もほぼ終了し、全体の被災の状況や避難所の場所や規模なども把握できるようになった。

その頃には、士業関係で無料登記相談に関する計画実施の声も聞かれたが、各士業により実施方法や相談分野も違っているので、各士業の動きを把握できない状態でもあった。

ただし、被災6会は相談業務を行う必要性や想いは、資格者として確実に持っており、直接的な被災がなかった会でも、福島などの被災地から関東地方に移ってきた方のために無料登記相談を実施している。

当初の考えでは、土地家屋調査士の場合、倒壊した建物や津波により流された不動産の関係、特に境界の相談が多いだろうと考えていたので、単独で相談業務を実施した場合でも、上記に関する相談者は来場されるであろうと考えていた。

しかし、実際の相談内容は、「どのようにして生きていけば良いのか」、「家族の捜索はどこに頼めば良いか」、「借金や権利関係はどうなるのか」など、生きていかなければならない切実な問題が多く、想定していた業務相談とは、かけ離れた内容で、答えられないような状況もあった。

相談内容は時の流れと復興の状況によって変わっていくことであり、被災した方々は1ヶ所ですべての相談をして心の安定を保ちたかった。

被災地における無料登記相談は、実施主体や開催場所も変則的であった。

東日本大震災において関わった無料相談の業務形態を分けてみると下記の様になる。

- 1. 土地家屋調査士会単独での相談業務
- 2. 他士業との合同による相談業務
- 3. 災害協定などによる相談業務
- 4. 市町村からの要請による相談業務
- 5. 法務局からの要請による相談業務
- 6. 消費者庁からの要請による相談業務 (窓口 独立行政法人国民生活センター)
- 7. 法テラスからの要請による相談業務
- 8. その他 (電話等での対応)

#### 1. 土地家屋調査士会単独での相談業務

被災がひどかった宮城・福島・岩手会では、会単独で相談業務を計画、実行している会もある。特に岩手会では、事務局がある内陸と被災地である沿岸部では地理的条件が悪いために、会場を確保できないと判断し、岩手県土地家屋調査士会の出張所として陸前高田市と山田町に建物を借上げて会議兼相談業務に利用している。

### 2. 他士業との合同による相談業務

多数を占めた相談業務形式であった。

ある程度、ワンストップでの相談対応が出来た反面、窓口での相談内容の振り分けがわからず境界に関する 相談内容に対して弁護士や行政書士が対応していることもあった。

### 3. 災害協定などによる相談業務

最近は災害協定を県や各市町村または士業間で締結をして、災害が発生したときには素早く協力体制が出来上がり実施できる事を目指していると考える。しかし、東日本大震災前において災害協定を結んでいるところは少なく、宮城会は宮城県災害復興支援士業連絡会へ相談員を派遣している。

やはり、規模の大きい災害が発生すると協定を結んだ市町村の機能が著しく低下し、建物自体も使えなくなり相談をするスペースの確保の問題などが起きるので日頃の災害想定が必要となってくる。

#### 4. 県・市町村からの要請による相談業務

未曾有の災害であった今回、県・市町村自体の行政機能の著しい低下で、住民サービスまで行き届かない状況であった。そのため、県・市町村の要請時期は各会それぞれ違うであろうと考える。ある程度、被害の全貌が把握でき戸籍、住民票等がそろい、復興計画が出てきた頃に住民サービスである無料相談会の要請が各士業団体にあった。また、県復興局の要請により相談員を派遣しているところもある。

### 5. 法務局からの要請による相談業務

法務局と司法書士と土地家屋調査士の合同による無料登記相談を実施している会もあるが、法務局が主催となって常設の相談会場を開設するため、その相談員として司法書士、土地家屋調査士を臨時職員として雇用して相談会を開催したこともあった。

### 6. 消費者庁からの要請による相談業務

消費者庁長官から連合会長宛に被災地への専門家派遣について協力要請があり、独立行政法人国民生活センターが窓口となり、被災した各会と打合せをした上で土地家屋調査士が担当する曜日が定められ、各地において相談業務を開催した。

継続力もあり、効果的であったと考えている。

### 7. 法テラスからの要請による相談業務

法テラスからの要請は、どちらかというと震災後しばらくたってからであった。発災約1年後、平成24年3月頃に各事務局に来て要請があったと記憶している。「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(震災特例法)」に基づき実施したとの記述があるのでその頃になったのだと思う。ただし、実施は一斉に始まったわけではない。はじめに宮城県の法テラス南三陸で始まり宮城会も相談員を派遣し土地家屋調査士関連も含めて結構な相談件数があると言う情報を得ていたからである。それから岩手県、福島県の法テラスの開所になり各会からの相談員派遣となっている。

### 8. その他 (電話等)

各事務局の常時電話相談での対応や全国の無料登記相談などでも震災関係の相談があったと聞いている。

以上のように、東日本大震災の時は平時とは違う無料登記相談があり、各会としても法務局、地方法務局から発注される復興事業の関係もあり、人員の確保は大変苦労した。とりわけ東北の冬は厳しく天候により相談日の変更はきかないため、冬は被災地から、それ以外は内陸からの工夫をして乗り越えてきた。

事例として岩手会がまとめた事例を紹介するが、宮城会、福島会とも同じような事例であろう。また福島会の抱えている原発事故に関しての相談事例も一部紹介する。

### ● 東日本大震災関連相談事例(平成23年7月~平成24年8月)

・建物が流失したが、滅失等の登記手続きはどうしたら良いか。他、現在は仮設住宅に入居している。流失した建物跡地に再建築を考えているが、裏山が崩れている状態であり(以前から危険区域に指定されていた)、建築が可能かを市担当課に行っても明確な話を聞けない状態である。仮設住宅は2年の期限があり今後の住家をどのように考えていったらよいか。【H23.07 釜石】

- ・火災、流失に係る建物の登記手続きについて【H23.07 山田】
- ・ 農地転用について (2件) 【H23.07 高田】

<何でも相談会(士業)>

- ・隣地所有者とは境界について合意しておらず、今後取壊して瓦礫を撤去した際に境界がわからなくなるがどうしたらよいかとの相談。(国土調査の時に筆界未定地になっている様な申述であった。) 【H23.08 大船渡】
- ・居宅及びその敷地が津波により被災。震災前まであったプラスチック杭2点が津波により亡失。亡失点の隣接所有者とは日頃から折り合いが悪い。このまま放置しておくと、勝手に漁具置場にされかねない。 現地は建物基礎コンがきれいに撤去されている。久慈市に境界(筆界)復元の依頼したが、民有地に付き介入できないと言われた。亡失点2点に再度境界杭を埋設したいがどのようにしたらよいか。 【H23.08 久慈】

<消費者庁専門家派遣>

- ・被災したので宅地を求めたいが手続きと期間や費用について(分筆登記、農地転用関係の手続き)同様 2件【H23.09大船渡】
- ・国土調査現地確認不能地(山林、約3800 ㎡)の相続登記について、津波により両親は死亡(現在も行方不明)。上記の土地について市や法務局に訪ねたが、地図には記載されない土地である事だけは判った。何処にあるかもわからない土地をこの先代々相続していく事に疑問がある。又、相続して周囲の人と問題が生じないかどうか心配である。【H23.09大船渡】
- ・親の土地を使用している人がいる。親が震災でなくなってしまったので貸借契約の事はわからないしど うすればいいのか【H23.09 大船渡】
- ・土地が津波で基礎も境もなくなった。自営業なので営業をしていくことを考えたいが、境界の復元作業 などは自治体などで補助してもらえないのか。【H23.09 宮古】
- ・自宅と倉庫が流れた。登記の相談。流失した建物の登記手続きをどのようにしたらよいか。【H23.09宮古】
- ・権利証を流失。再発行できないか。【H23.09 久慈】
- ・地目変更登記の報酬額、また、無料制度はないか。【H23.09 野田】
- ・津波で居宅、物置が流失・倒壊、現在仮設住宅入居。今後従前地に建築するか、高台に移転するか決めかねている。今後何れかに新築することになるが、倒壊した建物について、どのような手続が必要か。 【H23.09 久慈】
- ・津波による境界標の折損1点、亡失点1点の復元について。【H23.09 久慈】
- ・土地の境界が良くわからないのでどうしたらよいか。【H23.09 大槌】

<消費者庁専門家派遣・何でも相談会(士業)>

- ・被災したので宅地を求めたいが手続きと期間や費用について(分筆登記、農地転用関係の手続き)。同様2件【H23.10大船渡】
- ・長年住んできた、居宅(100 坪)と隣接する車庫(2 台分)が津波により流失、倒壊した。被災後、市営住宅に入居。その市営住宅の床が損傷が激しく、現在補修工事を施しながら生活中で、出来れば従来の生活を取り戻したいが、従前地には住みたくない。最近、被災した居宅及び車庫の敷地について、譲渡の申し入れがあった。譲渡申込者は高台に土地(地目、地積等不明)をもっており、将来の居宅敷地用にその土地と交換するか、あるいは生活資金に余裕ある訳でもなく、現金も必要としている(方針未定)。土地交換と売買の各々留意点、契約後の諸手続と諸費用(税金等)について。【H23.10 久慈】
- ・津波で境界杭が流失。個別ではトラブルになる可能性があると思ったので、役所に出向き全体的に復元できないかと相談したら無理だといわれた。無償でやってくれるところはないか。【H23.10 久慈】
- ・地震による津波で、土地建物を流され土地境界が一部不明になった。どうすればよいか。【H23.10 釜石】
- ・地震による津波で所有する家が流された。どのような手続きをしたらよいか【H23.10 釜石】

・30年前に土地改良による換地処分された土地(土地改良区管理の公道)に隣接所有者が越境していることについて相談。相談者は被災者(建物流失)。近い将来、上述の公道突端に接する自己所有地に居宅新築を検討中。公道には2か所にP杭がある。相談者の記憶では、公道幅員3mとのこと。そのはずが越境により、相応の幅員が確保されておらず、建築計画に支障をきたす。【H23.12 野田】

<消費者庁専門家派遣>

- ・ 津波で、せっかく集めた相続関係書類を流失した。再度集めなくてもいい特例はないか。また、相続費用の軽減はないか。【H24.01 久慈】
- ・ 釜石市が災害廃棄物仮置場用地を個人から借り受ける場合に、土地所有者が死亡している時の賃貸借契約の締結及び賃貸料について、相続人の代表者と契約する場合、その他の相続人から代表者に委任する委任状の書式の作成について。【H24.01 釜石】
- ・母親名義の土地を贈与で取得したいがその手続きの方法と、相続の時の手続きの方法を知りたい。 【H24.01 釜石】
- ・父親名義の土地、建物を相続したいが、その手続きの仕方を知りたい。【H24.01 釜石】
- ・野田村にて被災して住宅が流失したので、知り合いの紹介で土地の購入を考えている。その土地の途中までしか道路(市道)及び水道が通ってないので、要望すれば市役所の経費で道路と水道を整備してくれるのか?また、広大な土地の一部を購入予定だが、どのような手続きが必要になるのか。【H24.01 久慈】
- ・海面より8mくらい高いのに被災した。居宅の建築は無理との事であるが、高齢でもあり代替地があるのか早く決定してほしい。土地の境界は国調も終わっており問題なし。【H24.01 山田】
- ・津波で被災し借家住まいであるがこれからどうなるのか知りたい。仮設住宅は2年と言われており公営住宅に早く入りたいが、仮設入居者が優先的には入れるのか不安である。【H24.01 山田】
- ・建物が被災し以前購入した土地に建築しようとしたが許可が難しいと言われた、どうしたら良いか。(公道までの通路が一部2mに満たないようである)【H24.01 山田】
- ・今回の震災により夫の建物が被災した。土地は息子に相続登記したが、高台に代替地が出来るのかはっきりした計画が知りたい。【H24.01 山田】
- ・山田町都市計画で仮換地した土地を何区画かに分割して相続の登記をしたいが出来るかどうか。司法書士に平成19年より依頼しているが進まない。【H24.01山田】
- ・今回被災した場所に建築可能であると言うが不安であり別の場所を購入しようか迷っている。もし購入 する場合どうしたら良いか。また、その土地の値段はどれくらいか。【H24.01 山田】
- ・知人に隣地を譲ろうと思っているがどうすればよいか。譲受人は畑を道路として利用したい。現況畑、登記の地目、面積は分からない。【H24.01 山田】
- ・土地の地目変更登記、土地境界について【H24.01 大船渡】

<消費者庁専門家派遣>

- ・山田町地内に居宅を建築したい。役場からはそのまま建築して良いと言われた。測量の必要があるかも 含めどうしたら良いか。【H24.02 山田】
- ・図面はあるが土地の位置がわからない。10坪位の土地が隣接地の中にあるが、土地交換が出来るかどうか。また、土地の形状を詳しく知りたい。【H24.02山田】
- ・ 震災による火災により山の木を切りたいが隣接地の所有者がわからない。【H24.02 山田】
- ・土地 (宅地1筆、山林2筆)、建物 (居宅1棟)の権利証を父と別居の折に紛失してしまった。再発行して頂きたい。又、山林の赤いプラスチック杭が抜かれているが、どのように対応すべきか分からない。 【H24.02 宮古】
- ・津波で全壊、基礎だけ残っている。隣も同じだが、市の基礎撤去受け付けが2月末までになっていて、 撤去してから隣との境界が分からなくなって揉めるようなことになったらいやなので、どうしたら良い かと思い相談に来た。【H24.02 宮古】

- ・母名義の住居、倉庫等4棟と権利証を震災で流失した。この先不安になり相談に来た。市税務課で固定 資産評価証明を頂いてきた。土地は証明書のとおり多数あり、建物は冒頭の4棟である。現在母は施設 に入っており、私が手続きをしなければならない。【H24.02 宮古】
- ・今回の大震災で権利証及び建物が流失し、土地の所有者である父親も死亡した。それに関わる手続きを 知りたい。【H24.02 釜石】
- ・今回の大震災で被災し現在仮設住宅住まいだが、昨年 12 月に主人が死亡し相続登記を申請したいがその手続きの仕方は。【H24.02 釜石】
- ・農地を宅地として買い受けたいがどのような手続きが必要か。【H24.02 高田】
- ・本換地完了している(被災地内の)区画整理地内で兄から譲られることになっていた農地の一部がある のだがその所有権を移転するにはどうしたらよいのか。【H24.02 高田】
- ・現在、息子との共有の建物があり税金面を考えて単有建物に変更しようと考えているがどのような手続きが必要なのか。【H24.02 高田】
- ・高田町の森の前に居住していたが、昨年の震災、津波災害で自宅は流され、現在一関市に居住している。 住宅があった場所は何も残っていない状況で、瓦礫撤去後の更地状態となっている。自分の土地も含め、 今後の利用について見通しがなく困っている。【H24.02 高田】
- ・不動産の名義人は母親であり、7年前に死亡している。今回の津波で権利証が流され、不動産の地番等が判らなくなった。【H24.02 高田】
- ・津波被災し住宅が流されたため現在新しい住宅を建築中である。建築業者から今物置を建築すると、税金が課税されるので、市の調査が終了してからの方が良いと言われたが、どのようにしたらよいか。また、物置の基礎部分は簡易なブロック2枚程度で堅固なものではない。登記したら良いのかどうか。登記する場合、登記費用はいくらほどかかるか。【H24.02 高田】

<消費者庁専門家派遣・高田出張所(本会)>

- ・ 隣接者が境界杭を抜き擁壁を造り建物を増築した。話も聞いてくれないのでどうしたら良いか。 【H24.03 山田】
- ・父親名義の建物滅失登記の通知が法務局からきたが、地震前に既に取り壊していた。自分の建物は津波で1階に被害を受けた。2階は大丈夫で物置代わりに使用している。自分の建物も滅失登記されたのだろうか。【H24.03 大船渡】
- ・祖父からの相続時、祖母が主導して長男である父親に相続させた。津波で被災した叔父が、相続時の約束だったとして、不足分の土地を贈与して欲しいと言い出している。その土地は叔父の自宅の土地の隣接で畑として利用している。高台に移転する時の代替え地として少しでも多く持っていたいと話している。手続きはどのようにすればいいのか。【H24.03 大船渡】
- ・夫が死亡して、自宅敷地を相続するが、境界標が無いのでどこからどこまでなのか全然わからないどうすればいいのか(【H24.03 宮古】地図の写しに法務局で教えられたと言って土地の周りの寸法を記載したものを持参)。【H24.03 大船渡】
- ・ 津波で自宅が流失したので、猪川町か立根町内に宅地を購入したい。適地があったら教えて欲しい。 【H24.03 大船渡】
- ・震災で居宅、倉庫等全部流失した。今回住宅敷地目的で山林を購入したい。どのような手続きが必要か。 なお1筆の土地を2人で購入したいが、名義はそれぞれ別々に持ちたい。【H24.03 宮古】
- ・ 所有地の境界に境界標がないところが多いのでこれを明確にしたい。尚相談土地は公図地区で測量図は無い。【H24.03 宮古】
- ・ 被災し別の土地を探しているが見つからず、兄弟の土地を譲ってもらうことにした。その手続き方法は。 【H24.04 山田】

<消費者庁専門家派遣>

- ・ 今回の震災で土地所有者である母親が死亡し相続登記をしたいがどのように手続きすればよいか。 【H24.04 釜石】
- ・今回の震災で被災した土地に建物を建築したいが、建物を建てられるか?又建築制限(建ペい率等)などを教えてほしい。【H24.04 釜石】
- ・今回の震災で被災し、父親名義(今回の震災で死亡)の土地が数筆ある中で建物を建てられそうな土地が 筆界未定地である。どの場所に土地があるのか知りたい。相談者は地図と課税証明書を持参した。 【H24.04 釜石】
- ・ 父親が生前購入していた土地につき、どこの土地を購入したのか不明のため調べたい。【H24.04 大船渡】 <消費者庁専門家派遣>
- ・ 台帳付属地図や地籍図の見方、対比の仕方や精度的な事について教えて欲しい。【H24.05 大船渡】
- ・ 今回の震災で建物及び権利証を流失したが、どうすればよいか。【H24.05 釜石】
- ・ 今回の震災で被災し、現在東海市に居住している。土地の所有者である父親が高齢で被災した土地を息子 に贈与したい。【H24.05 釜石】
- ・現在千葉に避難しているが、唐丹町に山林と宅地を所有している。今後釜石に戻ることがないので売却したいが、どのようにすればよいか。【H24.05 釜石】
- ・ 今回の震災で被災し、将来大槌に家を新築したい。その時建物登記を自分で手続きしたいが、その手続き の方法を教えてほしい。【H24.05 釜石】
- ・ 今回の震災で被災し別の場所に土地を借りて自宅を新築したいがどのようにすればよいか手続きの方法を 教えてほしい。【H24.05 釜石】
- ・土地を借りる予定でありその土地の境界を調べたいがどうしたら良いか【H24.05 山田】

<消費者庁専門家派遣>

- ・父より贈与を受け、二人の名義にしたいが測量して分ける必要があるか。その場合に費用は幾らくらいかかるか。被災しお金がない。【H24.06 山田】
- ・土地の一部を買い受けたが相手が分筆登記、所有権移転登記を履行しない。司法書士に売渡証書を作成してもらったがそれでも履行せずにいたら相手方が死亡した。奥さんや子供に話したが分筆費用を聞いたとたんに応じる姿勢がなくなった。現地の境界杭は津波で全て亡失している、分筆登記測量をしないで所有権移転できないか。【H24.06 高田】
- ・東日本大震災で境界が分からなくなった。臨時職員なので来年には解雇されるので測量費用を捻出できない。無償でできないものか。【H24.06 高田】
- ・津波で分からなくなった海辺の土地の所有権調査を岩手県が行い、自分のものと思っていない土地が自分のものだと県から通知がきた。その土地は何十年も前から第三者が耕作しており、その第三者と話をしたが固定資産税も納めているらしいし、相手は権利証も持っていると主張しているという。「私は権利証を流されて確認ができないが土地は自分の名義らしい」。弁護士から「測量してしまえば自分のもの」と言えるのでは?と話されたので費用はどの位掛かるのか。【H24.06 高田】
- ・土地区画整理地区の土地を含めまだ相続未了であり現在義兄と遺産分割協議が進んで誰が何を相続するかやや決定している。仮換地公告が本年8月であるが相続登記を申請しても問題が起こらないか。【H24.06 高田】
- ・家を建てたいが売買の予約をした土地の地目が雑種地になっている。又、埋蔵文化財がある地区でもあり 問題ないか。【H24.06 高田】

<何でも相談会(士業)>

・津波で土地の境界標が不明となったどうしたらよいか。又市役所でこれを復元してくれるか。(相談土地 は国土調査済地域)【H24.07 宮古】

# ● 東電福島第一原発事故関連相談事例

- ・東京電力に対する財物賠償に伴う、警戒区域内の未登記建物を登記するにはどうすればよいか。
- ・東京電力に対し財物賠償請求をしたいので、警戒区域内に立ち入り調査してもらえないか。
- ・警戒区域内の未登記建物の登記依頼をしたいので土地家屋調査士を紹介してほしい。
- ・母が父から相続した農地を除染するため測量した結果、北側の隣地(宅地)の擁壁が 1m余り越境して、 建物の柱が擁壁の上にあるため除染ができないとの話があった。このため、隣地の所有者に対しどのよう に対応したらよいか、ただし、調整区域の農地であり、利用価値がないため経費はかけたくない。

【福島会・各会員事務所】

以上は、震災後に実施された相談業務に関する記録である。

また、日本土地家屋調査士会連合会、各土地家屋調査士会は、東日本大震災の教訓の下、災害時における相 談業務への対策、また日頃より万全を期するための活動(自治体との防災協定締結(P54)・海抜表示板設置 等)を行っている。

下記書籍は、日本土地家屋調査士会連合会発行「東日本大震災~土地家屋調査士 3.11 の軌跡~」である。

